魚津市告示第78号

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱の一部改正について

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱（令和５年魚津市告示第50号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月26日

魚津市長　　村椿　晃

改正後	改正前
第１条－第３条　（略）	第１条－第３条　（略）
（補助対象）	（補助対象）
第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。	第４条　補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　申請者及びその同一の世帯員が規則附則第２項に規定する市税等を滞納していないこと。	（２）　規則附則第２項に規定する市税等を滞納していないこと。
	（３）　補助金の交付を申請しようとする月の属する年度（４月から６月までの期間に申請しようとするときは、前年度）において、申請者及びその同一の世帯員に係る地方税法第292条第１項第13号に規定する合計所得金額の合計が600万円未満であること。
（３）　（略）	（４）　（略）
２　（略）	２　（略）
（補助金の額）	（補助金の額）
第５条　危険老朽空家の補助金の額は、解体工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の２分の１とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第２に掲げる金額を限度額とする。	第５条　危険老朽空家の補助金の額は、解体工事費の３分の１とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第２に掲げる金額を限度額とする。
２　連棟空家（主）の補助金の額は、解体工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の２分の１に10万円を加えた額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第３に掲げる金額を限度額とする。	２　連棟空家（主）の補助金の額は、解体工事費の３分の１に10万円を加えた額とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第３に掲げる金額を限度額とする。
３　連棟空家（従）の補助金の額は、解体工事費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の２分の１とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第４に掲げる金額を限度額とする。	３　連棟空家（従）の補助金の額は、解体工事費の３分の１とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額とする。ただし、別表第４に掲げる金額を限度額とする。
第６条・第７条　（略）	第６条・第７条　（略）
（実績報告）	（実績報告）
第８条　前条の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から１月を経過する日又は交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市危	第８条　前条の規定による交付決定通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から１月を経過する日又は交付決定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市危

改正後	改正前
険老朽空家対策支援事業補助金実績報告書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの	険老朽空家対策支援事業補助金実績報告書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。 （１）・（２）　（略） （３）　その他市長が必要と認めるもの
第９条－第12条　（略）	第９条－第12条　（略）
別表第１－別表第４　（略）	別表第１－別表第４　（略）
様式第１号（第６条関係）　【別記１】	様式第１号（第６条関係）　【別記１】
様式第２号（第６条関係）　【別記２】	様式第２号（第６条関係）　【別記２】
様式第３号（第７条関係）　【別記３】	様式第３号（第７条関係）　【別記３】
様式第４号（第７条関係）　【別記４】	様式第４号（第７条関係）　【別記４】
様式第５号（第８条関係）　【別記５】	様式第５号（第８条関係）　【別記５】
様式第６号（第９条関係）　【別記６】	様式第６号（第９条関係）　【別記６】
様式第７号（第10条関係）　【別記７】	様式第７号（第10条関係）　【別記７】
様式第８号　（略）	様式第８号　（略）

【別記１】　　改正後

様式第１号（第６条関係）

年　月　日

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付申請書

魚津市長　　宛

申請者　住所
氏名
電話

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金の交付を受けたいので、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

１　空家の所在地	魚津市	□ 居住誘導区域内
２　同時に解体する連棟空家の有無	□ 無し　□ 有り	
３　建築年月	年　月	
４　解体工事期間	着工予定　年　月　日 完成予定　年　月　日	
５　解体工事業者	（業者名） （所在地）	
６　解体工事見積金額	金　円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）	
７　補助金申請履歴	□ 無し　□ 有り	
８　市の調査	□ 同意する	
９　市税等の納付状況	□ 滞納無し　□ 滞納有り	
10　申請に関する審査のための個人情報の取得	□ 同意する　□ 同意しない ※注意事項参照	
□ 申込書に記載した内容に虚偽はありません。		

【添付書類】

１　空家の現況写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）

２　空家の位置図

３　解体工事見積書の写し

４　個人情報の取得に関する承諾書（様式第２号）

※　注意事項　同意しない場合は、住民票全部事項証明、市税等の納税証明書（世帯全員の滞納がないことを証するもの）及び空家の所有者が分かる書類を添付してください。

【別記１】　　改正前

様式第１号（第６条関係）

年　月　日

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付申請書

魚津市長　　あて

申請者　住所
氏名
電話

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金の交付を受けたいので、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第６条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

１　空家の所在地	魚津市	□ 居住誘導区域内
２　同時に解体する連棟空家の有無	□ 無し　□ 有り	
３　建築年月	年　月	
４　解体工事期間	着工予定　年　月　日 完成予定　年　月　日	
５　解体工事業者	（業者名） （住　所）	
６　解体工事見積金額	金　円	
７　補助金申請履歴	□ 無し　□ 有り	
８　市の調査	□ 同意する	
９　市税等の納付状況	□ 滞納無し　□ 滞納有り	
10　所得要件	□ 世帯の合計所得金額が600万円未満 □ 不明（下記の同意により市で調査を希望）	
11　申請に関する審査のための個人情報の取得	□ 同意する　□ 同意しない ※注意事項参照	
□ 申込書に記載した内容に虚偽はありません。		

【添付書類】

１　空家の現況写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）

２　空家の位置図

３　解体工事見積書の写し

４　個人情報の取得に関する承諾書（様式第２号）

※　注意事項　同意しない場合は、住民票全部事項証明、市税等の納税証明書（世帯全員の滞納がないことを証するもの）及び空家の所有者が分かる書類を添付してください。

【別記２】　　改正後

様式第２号（第６条関係）

個人情報の取得に関する承諾書

年度魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金を申請するにあたり、私及び私と同一の世帯員の住民登録の状況、市税等の納付状況及び空家の状況等を確認することを承諾いたします。

年　　月　　日

魚津市長　　宛

申請者　住所

氏名

世帯員氏名（世帯員それぞれについて、本人実筆でご記入願います。）	
（氏名）	（氏名）
（氏名）	（氏名）
（氏名）	（氏名）

市使用欄

上記の者については、下記のとおり確認いたしました。

記

種別	状況		確認日	確認者
住民登録	・されている			
	・されていない			
	・相違あり	相違点 （　　）		
納付状況	・滞納なし			
	・滞納あり	滞納状況		
固定資産	課税台帳名義等			

【別記２】　　改正前

様式第２号（第６条関係）

個人情報の取得に関する承諾書

年度魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金を申請するにあたり、私及び私と同一の世帯員の住民登録の状況、市税等の納付状況及び空家の状況等を確認することを承諾いたします。

年　　月　　日

魚津市長　　あて

申請者　住所

氏名

世帯員氏名（世帯員それぞれについて、本人実筆でご記入願います。）	
（氏名）	（氏名）
（氏名）	（氏名）
（氏名）	（氏名）

市使用欄

上記の者については、下記のとおり確認いたしました。

記

種別	状況		確認日	確認者
住民登録	・されている			
	・されていない			
	・相違あり	相違点 （　　）		
納付状況	・滞納なし			
	・滞納あり	滞納状況		
固定資産	課税台帳名義等			
世帯合計所得	・世帯合計所得金額が600万円未満 ・世帯合計所得金額が600万円以上			

【別記３】　　改正後

様式第３号（第７条関係）

魚津市指令　第　　号

申請者　住所

氏名

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった空家につきましては、補助の要件を満たしていると決定しましたので、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、次の条件を付し、金　　円を交付する。

年　　月　　日

魚津市長

条件

１　この補助金の対象となる事業は、　　年　　月　　日付けで申請のあった魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金とし、その内容については当該申請書記載のとおりとする。

２　この補助金の執行については、魚津市補助金等交付規則及び魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱に基づき行うものとする。

【別記３】　　改正前

様式第３号（第７条関係）

魚津市指令　第　　号

申請者　住所

氏名

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった空家につきましては、補助の要件を満たしていると決定しましたので、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、次の条件を付し、金　　円を交付する。

年　　月　　日

魚津市長　　印

条件

１　この補助金の対象となる事業は、　　年　　月　　日付けで申請のあった魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金とし、その内容については当該申請書記載のとおりとする。

２　この補助金の執行については、魚津市補助金等交付規則及び魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱に基づき行うものとする。

【別記４】　　改正後

様式第４号（第７条関係）

魚津市指令　第　　号

申請者　住所

氏名

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった空家につきましては、次の理由で不交付と決定しましたので、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、通知します。

年　　月　　日

魚津市長

交付しない理由

【別記４】　　改正前

様式第４号（第７条関係）

魚津市指令　第　　号

申請者　住所

氏名

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった空家につきましては、次の理由で不交付と決定しましたので、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第７条の規定により、通知します。

年　　月　　日

魚津市長　　印

交付しない理由

【別記５】　　改正後

様式第５号（第８条関係）

年　月　日

魚津市長　　宛

住所
氏名
電話

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金実績報告書

年　月　日付け魚津市指令　第　号で交付決定通知があった魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金について、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績報告します。

記

１　空家の所在地	魚津市
２　解体工事費	金　　円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
３　補助金交付決定額	金　　円
４　解体工事期間	着工年月日　　年　月　日 完成年月日　　年　月　日
５　解体工事業者名	（業者名） （所在地）

【添付書類】

１　解体工事請求書及び領収書の写し

２　解体工事着工前と完了後の写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）

３　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

【別記５】　　改正前

様式第５号（第８条関係）

年　月　日

魚津市長　　あて

住所
氏名
電話

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金実績報告書

年　月　日付け魚津市指令　第　号で交付決定通知があった魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金について、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第８条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績報告します。

記

１　空家の所在地	魚津市
２　解体工事費	金　　円
３　補助金交付決定額	金　　円
４　解体工事期間	着工年月日　　年　月　日 完成年月日　　年　月　日
５　解体工事業者名	（業者名） （住　所）

【添付書類】

１　解体工事請求書及び領収書の写し

２　解体工事着工前と完了後の写真（連棟空家を同時に解体する場合は、それらを含む。）

３　その他市長が必要と認めるもの

【別記６】　　改正後

様式第６号（第９条関係）

魚津市指令　第　　号

申請者　住所

氏名

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金額の確定通知書

年　　月　　日付け魚津市指令　第　　号で交付決定した魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金については、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、交付額を金　　円に確定する。

年　　月　　日

魚津市長

【別記６】　　改正前

様式第６号（第９条関係）

魚津市指令　第　　号

申請者　住所

氏名

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金額の確定通知書

年　　月　　日付け魚津市指令　第　　号で交付決定した魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金については、魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金交付要綱第９条の規定により、交付額を金　　円に確定する。

年　　月　　日

魚津市長　　印

【別記７】　　改正後

様式第７号（第10条関係）

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金請求書

金　　円

ただし、　　年　　月　　日付け魚津市指令　　第　　号で交付決定通知のあった魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金として

年　　月　　日

魚津市長　　宛

請求者　住所

氏名　　印

下記の口座に振込み願います。

金融機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所					
	金融機関ｺｰﾄﾞ					店舗ｺｰﾄﾞ					
口座名義人 (預金者名)	フリガナ										
	氏　　名										
種　　別	1　普　通 2　当　座 3　その他 (　　)	口座番号									

※　請求者（額の確定通知を受けた者）又は代理受領受任事業者名義の口座を記入してください。

【別記７】　　改正前

様式第７号（第10条関係）

魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金請求書

金　　円

ただし、　　年　　月　　日付け魚津市指令　　第　　号で交付決定通知のあった魚津市危険老朽空家対策支援事業補助金として

年　　月　　日

魚津市長　　あて

請求者　住所

氏名　　印

下記の口座に振込み願います。

金融機関名	銀行 金庫 農協					本店 支店 支所					
	金融機関ｺｰﾄﾞ					店舗ｺｰﾄﾞ					
口座名義人 (預金者名)	フリガナ										
	氏　　名										
種　　別	1　普　通 2　当　座 3　その他 (　　)	口座番号									

※　請求者（額の確定通知を受けた者）又は代理受領受任事業者名義の口座を記入してください。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。